

(「活動の基本方針」別冊)

制 定 平成20年 3月18日

10次改定 平成30年 6月20日

平成30年度 各分野の規格策定活動

日本電気協会

原子力規格委員会

本資料は、「活動の基本方針」の5.4 項（個々の分野に関連した規格の策定活動）を受けて、各分科会の具体的な活動内容を定めたものである。

目 次

項目は、「活動の基本方針」の5.4 項「個々の分野に関連した規格の策定活動」の項目に準じた。

| | |
|-----------------------|----|
| 5.4.1 安全設計分野 | 1 |
| 5.4.2 構造分野 | 4 |
| 5.4.3 原子燃料分野 | 6 |
| 5.4.4 品質保証分野 | 8 |
| 5.4.5 耐震設計分野 | 12 |
| 5.4.6 放射線管理分野 | 19 |
| 5.4.7 運転・保守分野 | 21 |
| 5.4.8 その他（外部事象安全設計）分野 | 24 |

5.4.1 安全設計分野

5.4.1-1 総括

我が国の原子力施設の安全設計は技術基準や指針等により規制を受けるが、これらの技術基準や指針等を補完する形で個別プラントの設計や運用管理への反映を容易にする等実用性を高める観点から、個々の系統や機器の設計に即した条件等を具体的に示したものを従来よりJEAC やJEAG として整備してきており有効に活用されている。このため、今後においても電気事業者、製造業者や行政庁等が要望する原子炉施設の安全設計に係る実務に直結した詳細規定、要領、手引き、解説等を整備していくことを基本方針とする。

安全設計分科会では、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び津波によって発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を反映して、規格の制定・改定の活動を鋭意進めていくこととし、平成25年7月に施行された新規制基準への対応、原子力関連学協会規格類協議会で議論されている役割分担も踏まえた今後取り組むべき91規格への対応、平成32年度からの新検査制度への対応等を検討していく。

また、新規制基準の適合性に係る審査が進められている状況であることから、審査状況を確認しつつ規格の制定・改定活動を進める。

①安全設計指針検討会

SB0対策としてJEAC4603-2010「原子力発電所の保安電源設備の設計規程」の改定作業に取り組んできており、新規制基準の適合性に係る審査状況も踏まえ30年度の早期を目途に改定作業を完了する予定である。

新規制基準の施行を受け、重大事故等に対処するための設備など新たな設備が設置されている。それらの設備の重要度を定義することは、設備の効率的な運用、保守に資すると考えられることから、新たな設備の重要度をJEAG4612-2010「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」に取り込むことの是非も含め、平成31年度中の改定に向けて、検討、改定作業を行う。

また、JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」などの改定要否や内部溢水防護に関する規程の制定の必要性について検討する。

②火災防護検討会

JEAC4626-2010「原子力発電所の火災防護規程」及び JEAG4607-2010「原子力発電所の火災防護指針」については、審査実績を踏まえるとともに、JEAG4103-2009「原子力発電所の火災防護管理指針」との関係も考慮して改定に向けた検討を行う。

③計測制御検討会

JEAG4609-2008「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」及び JEAC4620-2008「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」の改定作業を継続中であり、30年度の改定を目指す。また、過酷事故用計装システムに関する研究（フェ

ーズ1)の研究成果、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、及び新規制基準適合性審査結果等を踏まえて、JEAG4611-2009「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」への反映を検討する。

④電気・計装品耐環境性能検討会

JEAG4623-2008「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」は、I-GALL, SCAP, IEEE, JNES ケーブル経年劣化評価ガイド等、広く国内外の知見を収集し、これらの知見から反映すべき事項を検討のうえ、規格改定案を充実予定である。

⑤耐雷設計検討会

JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」については、審査動向を踏まえるとともに、IEC規格(IEC62305-2)改定も考慮して改定に向けた検討を行う。

⑥原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会

JEAG4627-2010「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」は、新基準の制定や各事業者の検討状況を取り入れた改定作業及び公衆審査が終了し発刊準備中であり、29年度中に発刊を予定している。今後、新規制基準適合性審査状況等を踏まえて、改定方針を検討する。

5.4.1-2 新規格

安全設計分野で従来からJEAC, JEAGとして整備してきた規格は、個々の系統や機器の設計に即した条件等の実用的なものが多かった。今後も、実用的なものを幅広く整備していくこととし、そのために必要性の把握に努め、規格制定案件が抽出されれば、既存の規格の改定作業と併せつつ緊急性を考慮し、総合的な制定計画を立案していくこととする。

5.4.1-3 現行規格

発行済みの規格は、電気設備、機械設備の具体的な設計の方針等を規定するもの、ソフトウェアの具体的検証方法を規定するもの等、実設計に密着した内容の規格である。今後は改定の必要性調査を行うとともに、具体的に改定作業を計画していくこととする。

5.4.1-4 関係箇所

安全設計の分野とされる規格のうち、基本設計の理念、原子力安全の基本に係わるものの制定については、今後、日本原子力学会の動向及び活動を注視するとともに適宜に情報交換し、必要に応じて調整していくこととする。

また、IAEAや米国NRC等、海外の安全設計に関わる基準の動向も踏まえ、必要な反映を検討してゆくこととする。

5.4.2 構造分野

5.4.2-1 総括

構造分科会では、原子力発電所の機器の構造健全性の確保を目的とする設計と試験の基本方針及び具体的手法について、規程及び指針の制定、改定を行っており、その中には規制当局が定める技術基準の仕様規定として活用されているものもある。

福島第一原子力発電所事故後は、シビアアクシデント対策を含む原子力安全の向上に資する指針の検討も行っている。

5.4.2-2 新規格

27年度から検討を開始しているJEAC4207を補完する試験評価員等に求めるべき教育・訓練・技量に関する指針案について、平成30年度の規格化を目指して継続検討する。

確率論的破壊力学に基づく原子炉圧力容器の破損頻度の算出要領(ガイドライン)に関して、構造分科会での審議を実施中であり、2018年度の発刊を目指している。

5.4.2-3 現行規格

構造分野の規格は、具体的設備に関する試験要領の性格が強いことから、技術の進歩を的確に把握する等、改定の必要性調査を定期的に行い、改定作業を進めていく。

また、各規格の制定及び改定時等適切な時期に、必要性を考慮して講習会をはじめとする普及啓発活動を実施していく。

JEAC4201「原子炉構造材の監視試験方法」については、高照射領域でのデータ蓄積を受けて改定したJEAC4201-2007「原子炉構造材の監視試験方法」2013年追補版に続けて、監視試験プログラムの改定や新たな中性子照射脆化予測法について検討を継続し、2018年度の改定を目指すために、ワーキンググループでの検討を実施した。

また、JEAC4207-2016「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程」として発刊したところであり、規格使用者からのニーズに基づき、関連規格との用語の整合や、より使いやすい規格とすべく、全面改定に向けた検討を実施する。

JEAC4203-2017「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」として発刊したところであり、規格使用者からのニーズ等を調査し、必要に応じて検討を実施する。

JEAG4217-2010「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針」については、低合金鋼の母材部における試験要領の追加を行い、2018年版の発刊を目指す。

5.4.2-4 関係箇所

構造分野の規格は、日本電気協会の各分科会に加えて日本機械学会の設計・建設、維持、溶接規格等と密接な関係があるため、日本機械学会等と適宜に情報交換を行い、それぞれの学協会で制定している規格間の調整等を行い、産業界が活用しやすい規格制定を進める。

また、原子力関連規格類協議会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）と調整事項等が発生した場合これに対応する。

「浸水防止設備技術指針」の高度化検討については、耐震設計分科会津波検討会と情報交換しながら進める。

また、米国の原子炉監視プロセス（ROP）を参考に検査制度の見直しが行われていることから、運転・保守分科会保守管理検討会における保守管理規程等の改定検討状況について適宜情報交換しながら、原子力発電所の設備診断に関する技術指針の改定について必要に応じて検討を進める。また、原子力発電所の設備診断に関する技術指針の改定について、運転・保守分科会保守管理検討会と適宜情報交換しながら進める。

5.4.3 原子燃料分野

5.4.3-1 総括

原子燃料の健全性、原子燃料を装荷した炉心の安全性を維持していくには、法令、技術基準、指針等に従うことになるが、原子燃料製造、炉心設計、原子燃料管理等の各原子燃料分野に対し、品質管理、運用管理に則し実用性を高めるため、技術基準、指針等を補完する形で規格を整備していくことが必要である。このため、原子燃料の健全性及び炉心の安全性を確保するのに必要な規格を、高い水準の技術、最新の知見等に基づき制定・改定することを基本方針とする。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び津波によって発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓の原子燃料分野への直接的な反映事項は特にないが、事故を受けて原子力規制委員会で新規基準の制定、規制の枠組みの見直し等がなされたこと、平成32年度に原子力規制委員会による検査制度の見直しが行われることから、これらの状況を踏まえ原子燃料分野の規格策定活動を行っていくこととする。

5.4.3-2 新規格

原子燃料の健全性及び炉心の安全性に係る規格として、平成24年度に新たに「原子燃料管理検討会」及び「取替炉心安全性評価検討会」を設置し、下記①から②の規格の検討に着手している。平成30年度では、平成29年度に引き続き、③の規格を原子燃料管理検討会、④の規格を原子燃料品質管理検討会で検討していく計画である。

なお、③と④については、新検査制度の施工前（平成31年度末）の成案に向けて規格の策定を行う。

①「取替炉心の安全性確認規程」

②「取替炉心の安全性解析評価プログラムに関する管理規程」

取替炉心の安全性等に係る評価項目については、昭和52年の原子炉安全専門審査会「取替炉心検討会報告書」にて選定され、昭和58年の火原協答申書にてその評価運用法がまとめられてから、その記載内容が見直されていない。

一方、より信頼性の高い原子炉の運転管理を実施するため、事業者では新たな知見に基づき自主的に評価項目を追加してきた経緯がある。これらの取替炉心の安全性等の評価項目の安全評価上の位置付けと、その技術的根拠を明確にし、評価基準の確立を目指すと共に、これら評価項目に使用する評価プログラムについても、必要な技術的要件とその運用管理方法についての民間規格の策定が必要である。

平成29年度は、「取替炉心の安全性確認規程」の規程案を作成し、第38回分科会（5/15）及び第39回分科会（8/21）で上程案を審議し、書面投票（10/4～10/24）を実施したが、否決となったことから、第19回検討会（12/25）で対応方針を検討している。平成30年度は、規格委員会のコメントを反映した本規程の最終版を作成し、平成30年度中の成案を目指す。

③「原子燃料管理規程」（仮称）

原子燃料の健全性、安全性を確保していくため、設計・製造・運用・貯蔵という各段階における諸活動に対する要求事項を規定するための規格を策定する。

策定にあたっては、原子燃料に係る規格の体系化を念頭に、原子燃料分科会で制定する規格を検討するための上位の規格として位置づける。平成 29 年度は原子燃料分野全体像のイメージ、国内外関連規格の洗い出し等を行った。平成 30 年度は引き続き国内外関連事項の調査、本規程の要求事項の整理や具体的な記載内容を検討していく。

④「発電用原子燃料の製造に係る燃料体検査規程」（仮称）

検査制度の見直しにより燃料体検査については、従前の燃料加工事業者が原子力規制委員会の検査を受検する形から、原子炉設置者の責任の下で実施する使用前事業者検査に変更される。このため、製造した燃料体を使用するにあたり、責任を有する原子炉設置者が実施すべき検査項目を規定し、検査要求事項及び技術根拠を整理した規格を策定する。

平成 29 年度は、検査に要求される技術根拠を整理し、平成 30 年度はそれに基づき規格内容を検討していく。

5.4.3-3 現行規格

JEAC4212「原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程」については、5年毎の改定時期となるため、原子燃料運用検討会にて平成30年度から改定内容の検討を行い、新検査制度の施工前（平成31年度末）の成案に向けて規格の策定を行う。

5.4.4 品質保証分野

5.4.4-1 総括

品質保証分野においては、1972年以来、JEAG4101「原子力発電所の品質保証指針」が発行され、原子力産業界全体の指針としての役割を果たしてきた。2003年にISO9001を基本として制定されたJEAC4111は、品質保証が規制の対象になることを受けて国によりエンドースされ、事業者が品質マネジメントシステムを構築する際の基準となってきた。

規制当局は、福島第一原発事故の対応の一つとして、従来の品質保証に関する省令を継承しつつ、従来のJEAC4111要求事項、安全文化醸成のための活動及び法令遵守を一本化し、更にIAEA基準要求を一部取り込み、建設及び運転段階での工事計画認可申請における品質保証に係る認可基準を定めた（H25.7.8施行）。

民間においては、福島第一原発事故の教訓として、「世界最新の技術的知見、技術基準を反映すべき」とされ、原子力業界内部において「世界最高の安全を追求すべき」という方向性が出された。

これに対して品質保証分科会は、「原子力安全のための品質マネジメントシステムを導入し運用してきたものの、結果として、『原子炉施設の定期的な評価（PSR）』や予防処置などの活動を通じて福島第一原発事故を防げなかったことを踏まえて、『原子力安全に対する取り組み』の明確化を図る必要があること」を反省点にあげて、JEAC4111-2013を改定し発行したものである。

規制当局は、総合規制評価サービス（IRRS）での指摘事項、海外の規制機関の事例、原子力事業者等の保安活動の現状等を踏まえて、2020年4月施行予定で、検査制度の見直しを行っている。

品質保証、安全文化の分野では、現在、工事計画認可・設工認の認可基準となっている品質基準規則を、設置許可等に係る基準規則として見直した上で定めるとしており、改定内容の概要が公表されている。以下を含めて要求する事項を精査するとされている。

- ① GSR Part2 と整合を取るべき事項
- ② JIS Q 9001:2015 から反映すべき事項
- ③ 米国の規制制度から学ぶべき事項
- ④ 新検査制度を運用するにあたって対応が必要となる事項 等

新たな規制制度において、品質保証、安全文化は横断的要素として位置づけられるものである。横断的要素とは、安全設計、構造強度設計、運転、保守などに共通する管理的要素であり、それらの技術を主として管理的側面から支えるものである。特に安全文化、リーダーシップについては、福島第一原発事故の教訓が反映されている。品質基準規則には、GSR Part2を通じてこれらの要素が反映されているため、規格化にあたっては、従来にも増して事業者の取組みをグローバルなあり方に整合させる必要がある。

以上のような背景から、事業者が新たな検査制度において、横断的要素である品質保証、安全文化の分野で品質基準規則を満たすことは当然のこととして、一義的責任を有する当

事者として、規制当局、国民を含む利害関係者の期待に応えることができる規格を制定しているところである。

JEAG4121は「原子力安全のためのマネジメントシステム規程（JEAC4111-2013）の適用指針」として、原子力施設の事業者が原子力施設の建設・試運転・運転段階において、原子力安全のための活動を実施する際の運用ガイドとなるよう改定案を策定し、平成27年8月にJEAG4121-2015を発行した。供給者に適用する「標準品質保証仕様書」をJEAG4121の追補版として発行する（次項参照）。

JEAC4111-2013は、規制当局によりエンドースされていないが、次期改定の基本方針を検討するために設置した「JEAC4111改定基本方針検討タスク」を通じて規制当局とのコミュニケーションを図るとともに、エンドースを前提とした規格の構成、内容等について条件整備を行っている。

5.4.4-2 新規格（JEAC4111 改定，JEAG4121 改定）

(1) JEAG4121 改定（標準品質保証仕様書-2018 年追補版）

供給者の多くがISO9001:2015版に移行しつつある状況をふまえ、改定を検討してきており平成30年2月の分科会における書面投票を経て、3月に原子力規格委員会に上程した。

主要な改定点を以下に示す。

- ① 基本となる要求事項を JIS Q 9001:2015 とする。
- ② JEAG4121-2015 附属書-1 に付加した原子力特有の要求事項を継承する。
- ③ JIS Q 9001:2015 で削除された、以下の JIS Q 9001:2008 の要求事項を付加する。
 - ・ 「4.4.3 品質マニュアル」
 - ・ 「7.1.5.2 測定トレーサビリティ」における、測定機器が意図した目的に適していないことが判明した場合の妥当性の評価結果を文書化した情報の保持
 - ・ 「7.1.5.3」として追加した、コンピューターソフトウェアに関する要求事項
- ④ JIS Q 9001:2015 の要求事項を補足するため、以下の JIS Q 9001:2008 の要求事項を付加する。
 - ・ 「8.3.4.1 設計・開発のレビュー」
 - ・ 「8.3.4.2 設計・開発の検証」
 - ・ 「8.3.4.3 設計・開発の妥当性確認」
 - ・ 「8.5.1.1 製品及びサービスに提供に関するプロセスの妥当性確認」

(2) JEAC4111 改定

国レベルの検査制度見直しに伴い、現行の品質基準規則は設置許可以降の品質保証を対象とするように改定されるため、JEAC4111への必要な反映を検討する。

新たな規則：「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（仮題）

現行の規則：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年7月8日施行）」

JEAC4111-2013は、前記の技術基準を満たすように制定されたが、要求事項において品質基準規則と相違がなく、エンドースされない要因ともなった。したがって、新たに発行される品質基準規則（前記参照）を満たした上で、事業者の自主的取組を支援するために必要な追加事項（要求事項又は推奨事項）を規定するように、JEAG4121の内容を精査してJEAC4111に含めるなど、従来の構成を見直す方向で検討を進め、平成31年度の改定を目指す。それに伴い、JEAG4121の大部分がJEAC4111に移ることになるため、その存続については、そのままの状態が残すか、残った部分を技術資料とするかを含め別途検討する。

(3) JEAG4121 の改定規格の発行

JEAG4121については、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力施設の事業者が原子力施設の建設・試運転・運転段階において、原子力安全のための活動を実施する際の運用ガイドとなるよう改定案を策定したものであるが、教科書的内容が多く品質規格としては過大なものとなった。

以上の反省に基づき、前記(2)に記載したJEAC4111の改定内容次第であるが、新たなJEAC4111に移行した部分を除くJEAG4121の内容のうち、有用なものについてJEAG4121として存続させるか、又は技術資料として維持するか判断する。

5.4.4-3 中長期活動計画

今後の課題としては、以下があげられる。

- ① 新検査制度において、品質基準規則及び JEAC4111 の試運用が行われることとなるため、その結果を JEAC4111 に反映することを検討する。
- ② IAEA 「GSR Part2 : Leadership and Management for Safety」の発行版は、品質基準規則に反映されているが、GSR Part2 のガイド DS513（安全のための、リーダーシップ、マネジメント及び文化）が IAEA において策定中であるため、JEAC4111/JEAG4121 にどう反映するか検討する。
- ③ 現在検討中の ISO/TC85/WG4 「FDIS19443 原子力供給者向け品質マネジメントシステム」が今年中に発行予定であるため、これに合わせて追補版「標準品質保証仕様書」への反映を検討する。

5.4.4-4 現行規格

現行規格については、5.4.4-2で示した改定を行ったが、JEAC4111-2013はエンドースされていない。JEAG4121は、品質基準規則を満たした上で品質マネジメントシステムを効果的に運用するためのガイドであるため、講習会等を通じて普及を図る。

(5.4.4-6参照)

5.3.4-5 関係箇所

品質保証規格は原子力関連の他の規格全体に波及するので、関係箇所は、ある意味で、関係する全ての箇所が対象となるが、特に密接に係わる他分科会発行の規格については、その要請に応じて品質保証分科会として確認を行う。

また、今後、品質基準規則における新規事項の具体化について、JEAC4111改定基本方針検討タスク等において、原子力規制庁と必要に応じて可能な調整、検討を行う。

5.4.4-6 JEAC4111 等に係る講習会推進

JEAC4111普及・促進のための講習会を開催し、受講者の規格運用に関する疑問点を解決し組織のQMS改善、及び個人の品質保証の力量向上に資することを目的に、これまで取り組んできている以下の講習会を、今年度も開催を検討する。この際、JANSI等民間団体が実施する講習等との関係に配慮する。

- ・実務コース：JEAC4111 理解促進のための講習会（JEAG4121-2015 についての説明も含む）
- ・ワークショップ：実効的 QMS 構築に向けてのワークショップ

5.4.5 耐震設計分野

5.4.5-1 総括

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波による東京電力福島第一原子力発電所における全交流電源喪失、そして炉心溶融と多量の放射性物質の放出という重大事故の反省と規格策定の役務を担っている立場を踏まえ、耐震設計分科会は、津波検討会を平成24年7月に設置し、耐津波設計の基本的事項及び耐津波設計手法を定めた規格として「原子力発電所耐津波設計技術規程（JEAC4629-2014）」を平成26年9月に制定した。また、地震の随件事象から範囲を拡大し、平成26年2月に「火山影響評価技術指針（JEAG4625-2014）」を改定し、また、平成27年7月には「同（JEAG4625-2015）」を改定した。さらに、平成27年度には、「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-2015）」及び「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601-2015）」を改定し、平成28年度には、重大事故等対処施設の耐震設計指針として、「原子力発電所耐震設計技術指針 重大事故等対処施設編（基本方針）（JEAG4601-2015[2016年追補版]）」を制定した。

一方、国においては、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離および原子力安全規制の一元化の観点から、原子力規制委員会ならびに原子力規制庁が設置された。原子力規制委員会は地震・津波に関わる内容も含め、発電用軽水型原子炉施設の新規制基準を制定し、平成25年7月にその新基準が施行された。

新規制基準では、従来の設計基準事故への対応に加えて、設計基準事故を超えて重大事故に至るおそれのある事象への対応や、重大事故に至った場合にその影響を緩和するための対応を求めている。更には、設計基準事故を超える地震・津波も考慮したリスク情報等を踏まえ、事業者が安全性向上にむけた取り組みを行うことなどが新たに求められている。

この新規制基準の動向を鑑み、耐震設計技術規程（JEAC4601-2008）や耐震設計技術指針（JEAG4601-2008）等の改定・制定を民間規格として行ってきた。即ち、2015年度時点で見解として定まったものについては、上述の制改定された規格に反映されている。

東北地方太平洋沖地震・津波や、その後に発生した地震（平成28年4月に発生した熊本地震等）から得られた新たな見解の規格への更なる反映や、新規制基準の適合性審査の実績等を踏まえた耐震・耐津波・火山影響技術評価等の規格への反映については、平成30年度も継続して実施する。

耐震設計の分野における規格策定の基本方針として、新たな内容の規格制定および改定については、重点的かつ継続的に対象とその必要性、更なるその存在意義の調査を行い、それらの結果を分析して、規格制定・改定を行っていくこととする。

耐震設計分野以外のものであっても、自然現象に関係するものは、他の学協会との所掌などを勘案し、原子力規格委員会が必要と認めるものについて、耐震設計分科会及び関連分科会の承認を得た上で積極的に規格制定を行うこととする。

これらの規格制定・改定の基本方針を具体的に実践する体制は各専門分野の検討会であるが、総括検討会による総合的・総括的視野からの評価・検討も必要と考え、平

成30年度より、総括検討会において各検討会の活動計画に対する評価活動を開始することとする。

既存の耐震設計技術規程等は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月 原子力安全委員会決定）」（以下、「耐震設計審査指針」という。）に基づき、原子力発電所の耐震設計に具体的に適用する規程及び指針として制定されてきた。すなわち、耐震設計技術規程等は、地質・地盤の調査、基準地震動の策定から、建物・構築物、機器・配管系及び屋外土木構造物の耐震設計に至るまで、原子力発電所の耐震設計全般にわたる事項について、体系的、具体的かつ詳細に規定しており、原子力発電所の耐震安全性を確保する基礎をなす規格と位置付けられてきた。

平成25年7月に施行された新規制基準では、耐震設計審査指針から要求がより強化・拡大されているが、原子力発電所の耐震設計に必要な事項を体系的、具体的かつ詳細に与えるという耐震設計技術規程等の意義は、新規制基準が施行されてからも変わるものではない。

耐震設計技術規程等の、このような意義を踏まえ、新たな知見や規制の要求等に対応しつつ、新たに規格の制定・改定を行う場合には、以下の方針によるものとする。

- (ア) 耐震設計技術規程等の適用範囲外の様式の原子力発電所あるいは原子力関連施設の耐震設計に適用する技術規程及び指針の制定が必要な場合には、原則として既存の耐震設計技術規程等とは別の規格として策定する。
- (イ) 耐震設計技術規程等の次回の定期改定までの間で規格化すべき新技術及び新知見が生じた場合は、耐震設計技術規程等との関係を明記した上で別の規程及び指針を制定することができる。
- (ウ) 上記(ア)(イ)に該当する新たな規格については、耐震設計技術規程等の定期改定の際に反映することを原則とする。しかし、新技術及び新知見の規格化が急がれる場合については、耐震設計分科会及び原子力規格委員会の承認を得た上で、定期改定を待たず耐震設計技術規程等に反映できる。

5.4.5-2 新規格

平成19年の新潟県中越沖地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震など原子力発電所に直接影響を与えた地震の経験を受けて、日本原子力学会、日本機械学会、日本地震工学会、原子力技術協会（現在は原子力安全推進協会）などによる検討を基に、既存原子力発電所の耐震安全性評価にかかわる調査・研究のロードマップが「原子力発電所の“地震安全”に関する検討報告書—地震安全ロードマップ」（2012年、日本原子力学会）としてまとめられ、それに従い調査・研究が進められているところである。そのロードマップに沿った調査・研究により得られた成果は規格基準として活用されることが重要であり、その規格化の実務は日本電気協会でなされることが期待されている。

したがって、耐震設計分科会としては、上記、ロードマップを踏まえた活動により得ら

れた知見について把握し、必要に応じてその規格化に取り組む必要がある。

また地震工学会において、地震に対する原子力発電所の安全性確保に関する包括的な議論に基づき、原子力発電所の地震安全の基本原則の策定にむけた活動が行われていることから、その議論内容を把握し、規格策定方針の検討に資することとする。

5.4.5-2-1 平成30年度に新たな規格化に向けた調査検討を行うもの

(a) 弾塑性挙動（非線形領域）を考慮する設計評価手法

機器・配管系の耐震設計許容応力体系は、過去の実績や経験に基づき弾性解析を用いた設計を前提とし、構造健全性確保を念頭に置いたものとなっている。

「原子力発電所の“地震安全”に関する検討報告書—地震安全ロードマップ」（2012年、日本原子力学会）では、弾塑性解析手法の適用に向けた検討に関する中長期的な取り組みが記載されている。また、日本機械学会では、配管系の耐震安全性評価に対する弾塑性評価導入に関する事例規格の策定に向けた検討が進められている。平成30年度は、この日本機械学会等における検討を踏まえ、規格への反映方針について検討を継続することとし、当面は耐震設計技術規程(JEAC4601-2015)の改定検討の中で検討を行う。さらに今後、解析評価技術や材料・構造分野の技術の進歩を踏まえ、弾塑性挙動（非線形領域）に踏み込んだ設計評価体系の導入に向けた検討についても、適宜、進めることとする。

(b) 地震・津波に遭遇した原子力発電所の点検・評価指針

地震・津波に遭遇し、停止した原子力発電所については、受けた地震・津波の程度に応じた施設の点検、評価により、健全性を確認した上で再度運転を開始してよいかを判断する必要がある。これまで、新潟県中越沖地震の経験を踏まえて、平成24年3月に日本原子力技術協会が「地震後の機器健全性評価ガイドライン」がまとめられており、また、東北地方太平洋沖地震による経験が事業者に蓄積されている。また、海外においても、米国でNRCにより地震後の原子力発電所の対応に関するANSI/ANSIの基準のエンドース作業が行われるなど、検討が進捗している状況にある。これらの状況より、当面は地震後の点検・評価に関する検討に取り組むこととし、平成30年度はこれらの知見等に関する調査を行い、規格化に向けた検討を継続することとする。

一方、地震後の設備の損傷の有無、損傷形態などの情報は、地震後の対処のみならず設計段階でも参考となる知見であることから、地震時の設備損傷事例集の策定作業を平成30年度に開始することとする。

5.4.5-2-2 中長期的に検討を行うもの

(a) 確率論的評価手法を活用した設計手法

耐震設計審査指針では、基準地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できないとして、いわゆる「残余のリスク」の存在を認識し、それを合理的に実行可能な限り

小さくする努力が払われるべきであると明記されていた。

平成25年7月に施行された新規制基準の中では安全性向上評価制度として、確率論的評価手法を用いた評価を行うことが事業者に求められている。

一方、日本原子力学会は、「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」を平成19年3月に制定し、2012年2月に「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2011」を制定している。また、前者については、これまでに得られた知見等を反映した改定版が策定され、平成27年12月に発刊された。

耐震設計技術規程等の許容基準体系は、原子力発電所各施設の設計・建設を対象として、過去の実績や経験に基づき、決定論的設計手法（確率論的設計手法に対比されるものとして定義）が主体的にまとめられている。この中で耐震設計分科会は、自然現象の不確実性や決定論的設計手法に内在する応答の揺らぎおよび材料物性値等による許容値の揺らぎ等を常に認識し、合理的かつ安全性に配慮した設計となるよう適切な規格を策定してきたところであるが、地形、地質、また地震、津波など、自然現象には特有の不確実性があり、設計基準を上回る地震動や津波高さが生起することが否定できないため、施設の設計に当たって適切に考慮する必要がある。

「原子力発電所の“地震安全”に関する検討報告書—地震安全ロードマップ」（2012年、日本原子力学会）では、地震PSA手法の充実が課題として挙げられており、フラジリティデータの充実につながるものとして、建屋・機器の耐震裕度に関する検討の取り組みが記載されている。

また、平成26年10月には、原子力発電所の自主的な安全性向上に必要な研究開発の拠点とすべく、一般社団法人電力中央研究所に原子力リスク研究センターが設置され、原子力発電所のリスク低減に向けた活動が行われているところである。

以上のことから、確率論的評価手法及び確率論的設計手法の開発動向にも注目し、必要に応じ耐震設計技術規程等や関連規程及び指針に適切に反映していくこととする。

(b) 既存プラントの耐震安全性評価指針関連

新潟県中越沖地震や東北地方太平洋沖地震・津波等の経験を踏まえた他学協会の調査研究成果、さらには原子力規制委員会における既存プラントに対する審査における議論などを適宜反映し、以下の規格などについて検討する必要がある。

① 新たに得られた知見に対する既存原子力発電所の耐震安全性評価指針

（例：活断層の変位に対する施設健全性評価）

② その他の関連指針

(c) 運転を終了した発電用原子炉施設の廃止措置過程での耐震設計

廃炉に関する計画及び耐震安全の考え方は、日本原子力学会標準「実用発電用原子炉施

設等の廃止措置の計画（2011）」及び「発電用原子炉施設の廃止措置時の耐震安全の考え方（2013）」として纏められている。これ等のうち、前者については廃止時の各段階におけるリスク分析に基づくグレーデッドアプローチの考え方に基づき、改定作業が行われているところである。そのリスク分析の中で、ハザードとして火災、爆発、溢水、地震、物理的ハザード（重量物の落下）、気象などの取り扱いについて検討されている。リスク評価の結果は廃炉過程の段階での耐震安全考え方に影響すると考えられる。従って、現状では、日本原子力学会の改定作業を注視し、日本電気協会技術指針（JEAG）を制定すべきかを含めて必要な評価・検討を進めることとする。

(d) 高速炉施設の耐震設計

平成28年12月21日の第6回原子力関係閣僚会議において、高速増殖炉「もんじゅ」施設の廃炉措置が決定され、代わって「高速実証炉」の開発の方向が示された。このような状況を踏まえ、今後開発される「高速実証炉」については、その核的・熱的・構造的の特異性を十分に考慮した耐震設計についての検討が必要であり、国における開発動向を注視していくこととする。

5.4.5-3 現行規格

制定・改定した規格については、定期的に改定及び存続の必要性を調査し、改定活動を実施していくこととする。必要性調査に当たっては、許認可実績、運転実績、各種学会論文・調査報告書など新たな知見について、常に留意し活用するものとする。

5.4.5-3-1 耐震設計技術規程／技術指針他関連規程〔JEAC4601／JEAG4601 他〕

耐震設計技術規程等のうち、敷地周辺の地質調査や地震動・津波高さの策定など自然現象を取り扱う部分は、仕様規定化が困難であり、指針として制定しているが、可能な限り具体的かつ詳細な規格となるよう各種調査分析に努力し、記載を充実していくこととする。また、既存の規格の改定を目的として、新たな研究開発がなされる場合、耐震設計分科会委員は専門家として、研究開発の計画立案、関連分野の調査、研究実施および結果の分析・考察など積極的な関与が期待される。

特に、東北地方太平洋沖地震・津波に端を発した福島第1原子力発電所の深刻な事故を踏まえた教訓については、これまで各組織からの事故調査報告書等により報告されており、また各種の調査・研究がそれぞれの学協会が進められているところである。また原子力規制委員会においては、地震・津波に関わる新規制基準が策定され、すでに施行されている。したがって、本分科会ではこれらの教訓・新規制基準等を踏まえて反映すべき課題を整理した改定案を策定した。改定案については、平成26年12月の原子力規格委員会耐震設計技術規程／指針の改定案が了承され、平成27年3月12日から公衆審査を経て、平成29年3月（規程）及び平成28年3月（指針）に発刊した。平成30年度は、国の新規制基準の適合性審査における議論や新たな研究成果等を踏まえて補遺の発刊や、関連

規程の定期改定に向けた検討を進める。

また、電力共研にて弁駆動部の機能維持加速度の確認が実施されていることから、その結果をJEAC4601に反映するための検討を実施する。

5.4.5-3-2 免震構造設計技術指針の改定

原子力発電所免震構造設計技術指針(JEAG4614-2013)は平成25年5月に改定された。その後、電力共通研究及び資源エネルギー庁からの補助事業(平成23年～平成27年)の成果が得られたので、それらを反映して、当該技術指針に反映すべく改定にむけた検討を平成28年後期に開始しており、平成30年度の定期改定を目指す。

5.4.5-3-3 火山影響評価技術指針

火山影響評価技術指針については、火山噴出物に対する原子力発電所の安全性を明示的に示す目的から制定した「原子力発電所火山影響評価技術指針(JEAG4625-2009)」に、設計基準対象施設(機械・電気品等)に対する火山影響に関する設計規格を取り込み、平成26年2月に改定した。更に、重大事故等対処施設に対する影響評価手法等を取り込み、平成27年7月に改定を行った。

原子力規制委員会傘下の「降下火砕物の影響評価に関する検討チーム会合(平成29年3月～6月)」において、原子力発電所への火山影響として、気中降下火砕物濃度の算定方法がとりまとめられ、平成29年12月に法令・ガイドの改正が行われた。これに対しては、電力中央研究所にて降灰環境を模擬したフィルタ試験、除灰システムの検討に取り組んでおり、平成30年度下期には一定の成果が得られる見込みである。

平成30年度は、上記研究の成果が得られた段階で、火山影響評価技術指針への反映を検討していく。

5.4.5-3-4 耐津波設計手法

耐津波設計技術規程については、東北地方太平洋沖地震・津波に端を発した福島第1原子力発電所の深刻な事故を踏まえ、津波に対する施設の安全性評価の検討が急務であるとの認識に立ち、本分科会は平成24年度より、津波検討会を設置し検討を開始し、耐津波設計の基本的事項及び耐津波設計手法を含む「JEAC4629原子力発電所耐津波設計技術規程」の早期制定にむけた検討を進め、公衆審査を終了し、平成26年9月に発刊した。

耐津波設計のための基準津波の評価技術については、土木学会の「原子力発電所の津波評価技術2016」が平成28年9月に公表されたことを踏まえて、平成29年度にJEAG4601-2015に規定する項目のうち、「津波荷重の設定手法」及び「耐津波設計における設計余裕の考え方」について改定すべき項目として抽出するとともに、平成31年度の改定に向けた改定案の検討を実施した。

更にJEAC4629については、現在、技術開発が進められている津波波力や漂流物の衝突力に対する設計等について既存の各論文の評価条件や適用性を総括したレビュー論文を平

成30年度に日本機械学会に投稿すべく、平成29年度に論文の素案を作成した。

今後は、上記の実施に加え、津波防護施設等の設計基準について継続検討を実施するとともに、耐津波設計の実例集をまとめ、日本電気協会のホームページ等に掲載することで耐津波設計の周知活動を行っていく。

5.4.5-3-5 重大事故等対処施設に対する耐震設計（基本的考え方）

新規規制基準で新たに設置が求められているシビアアクシデント等対処施設に対する耐震設計の規格の策定が急務であるとの認識から、重大事故等対処施設の耐震設計に関する規格策定に平成26年度に着手した。重大事故等対処施設に対する耐震要求は、重大事故等時の荷重と地震時の荷重との組合せ、許容基準についての判断等、設計基準事故で要求される設備と切り離して考える必要があるとの認識から、まず、JEAC4601-2015と独立した形で規格文案を策定することにした。しかし、重大事故等対処施設の耐震設計は、将来的に設計基準対象施設と重大事故等対処施設に対する耐震技術規程としてJEAC4601に一本化すべきと考えている。また、重大事故等対処施設の耐震設計に当たっては、深層防護と耐震設計の位置づけ、重大事故状態と運転状態の考え方、重大事故と地震の組合せ及び許容限界について、これまでの設計基準対象施設の設計の考え方に加えて、重大事故を想定した運転状態や供用状態での力学的性能要求について新たな考え方を整理する必要があると考える。これらは継続して検討を進める。

平成28年12月に、「原子力発電所耐震設計技術指針 重大事故等対処施設編（基本方針）（JEAG4601-2015 [2016年追補版]）」案は公衆審査の意見対応方針について原子力規格委員会にて決議され、制定された。平成30年3月発刊予定である。

本指針の改定に当たっては、耐震設計分野を超える領域の検討も必要となることから、関連する安全設計分科会や日本機械学会等と連携を取りながら検討を進める。また、継続している国の新規規制基準の適合性審査等の状況を踏まえて、平成30年度以降も必要な検討を進めると共に、規定化（コード化）が求められる部分については、耐震設計技術規程として改定することで検討を進める。

5.4.5-4 関係箇所

耐震設計の分野は、地震学、地質学また、土木、建築、機械、電気、計測などの工学の複数の専門分野にまたがることから、原子力規格委員会を中心として規格制定および改定がなされる状況にある。

ただし、耐震設計の分野は

- (ア) 建築基準法など関係法令
- (イ) 地震時の機器の許容応力については、日本機械学会の設計・建設規格
- (ウ) 確率論的安全性評価手法については、日本原子力学会における原子力発電所の確率論的安全評価実施基準

などに関係するため、この関連の検討については、担当3学協会及び準拠法令、また、関

連学協会の動向及び活動を注視するとともに、IAEAや米国NRCなど海外の耐震規格関連の動向にも視点を広げ情報把握に努めつつ、関連3学協会間で適宜情報交換し、必要に応じて調整していくこととする。さらに、設計条件を超えた地震・津波による事故対応（EM, AM等）の基準等についても関連分野の学協会に協力・連携していくこととする。

5.4.6 放射線管理分野

5.4.6-1 総括

原子力施設における放射線安全を確保するため、電気事業者、製造事業者及び行政庁等が同じ視点で活用できる放射線管理に関する標準を整備してきた。平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び津波によって発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故（以下では福島第一原子力発電所の事故と記載）以降、発行された事故報告書等による反映すべき事項を抽出するとともに、規制委員会におけるシビアアクシデント対策の強化などを盛り込んだ新安全基準が施行されたことを踏まえ、平成30年度はそれらの対応を考慮し、平成29年度に引き続き積極的に規格に反映していく。

5.4.6-2 新規格

新規格となる候補を検討した結果、現行規格の改定によって対応可能な項目に限られており、現時点ではすぐに取り組むべき新規格は無い。

5.4.6-3 現行規格

①原子力発電所放射線遮蔽設計規程（JEAC4615-2008）

平成22年度に原子力安全基盤機構により行われた技術評価において指摘された事項（遮蔽計算に使われるコード関係の記載内容、直接線量・スカイシャイン線量評価等）について記載の追加などを平成24年度の活動結果をもとに規定していく。福島第一原子力発電所の事故の教訓の対応としては、事故時の遮蔽設計要件やシビアアクシデント対策に係る機器等の遮蔽に関する要求事項等を平成27年度の活動結果をもとに規定していくとともに、「緊急作業に従事する者の被ばく制限」の法令改正に基づいて規定をしていく。その他、緊急時対策所及び中央制御室などの遮蔽設計については、原子力規制委員会による新安全基準への適合性確認状況及び安全設計分科会による関連規格の改定に合わせて対応していく。改定時期は平成30年度の上程を目標としている。

② 放射線モニタリング指針(JEAG4606-2017)

平成30年度については、次回改定時の検討課題とした地下水の放射線モニタリングについて、指針への反映要否に関する検討を進める。また、引き続き新規制基準適合性審査の状況を確認し、指針へ反映すべき事項の検討を進める。さらに原子力規制庁の環境放射線モニタリング技術検討チームにおいて、平常時モニタリングの実施項目やモニタリングの品質保証に係る検討が進められている現状を踏まえ、同チームによる検討状況について情報収集を進める。

④ 個人線量モニタリング指針(JEAG4610-2015)

放射線モニタリング指針と同様に、福島第一原子力発電所の事故に関する国会、政府他の事故調査報告書等から対策すべき事項の抽出を行ない、個人線量計、入退域管理システム、内部被ばく線量測定（ホールボディカウンタやそれ以外の方法）、緊急時の対

応方法などについて、指針への反映を行い規定化した。また、使用済燃料再処理施設についても本指針の対象として含めることを放射線管理分科会において確認しており、平成27年度に改定案を上程し、規格の発刊を行った。平成30年度については、平成29年度に引き続き、次回の改定に向けて外部の状況を勘案しながら適切に対応していく。

5.4.6-4 関係箇所

遮へい設計計算手法や物理定数に係わる標準の整備については、日本原子力学会等の活動との連携・協力を図る。

放射線防護については、放射線審議会の行う勧告や、国際的な動きを踏まえることを基本としつつ、日本保健物理学会が検討しているガイドラインなどについて、JEAGへの反映を検討していく。

なお、JISや国際規格の変更に関しても、適切に対応していく。

5.4.7 運転・保守分野

5.4.7-1 総括

運転・保守管理分科会は、原子力発電所の安全性と信頼性を確保する観点から、運転・保守管理の分野において実現することが適切と考えられる技術及び技術的な活動について定める規程及び指針を制定してきている。

運転・保守分野に係る規格は、原子力発電所の運用にあたって重要な位置付けのものであり、下記のように多岐にわたっている。

- ① 原子力発電所の運転員の養成及び運転に必要な知識・技能等の維持・向上のための教育・訓練に関する事項。
- ② 原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にする保守管理に関する事項。
- ③ 原子力災害の発生防止または事態の影響緩和を行うための緊急時対策に関する事項。

これらについては、事業者の経験、実績、実例等の情報を提供・共有しつつ、また、世界の動向や国際規格類を注視しつつ自主保安の一環として行う運転・保守管理活動に際して使用することができる規格として継続的に維持・改善し整備していく。

福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえ、民間及び規制でシビアアクシデント対策を含む原子力安全の向上に関する検討や対策の検討、基準の策定検討が進められているところである。本分科会では、これらの検討結果等を踏まえて以下の既存規格及び新規の規格に反映すべき課題を整理し、反映していくこととする。

(既存規格)

- ・ JEAG4802 「原子力発電所運転員の教育・訓練指針」
- ・ JEAC4804 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」
- ・ JEAC4209/JEAG4210 「原子力発電所の保守管理規程/指針」
- ・ JEAG4102 「原子力発電所の緊急時対策指針」
- ・ JEAC4805 「原子力発電所運転責任者の判定に係るシミュレータ規程」
- ・ JEAG4103 「原子力発電所の火災防護管理指針」

5.4.7-2 新規格

今後制定すべき規格類については、発電所の運転・保守の向上に繋がる調査を実施し、分析、評価の上、必要性和適用時期を見極め整備していくこととする。

原子力関連学協会規格類協議会では、新規制基準及びガイド等を踏まえ整備すべき規格類を検討することとしている。運転・保守分野においては、本指針に則り、「原子力発電所の重大事故の発生・拡大防止に関する技術的能力に関する規程（仮称）」を、事業者の体制・能力整備のための「レファレンス基準」として規格化することの必要性を含めて検討する。

5.4.7-3 現行規格

運転・保守分野の規格は、事業者が自主保安の一環として行う運転・保守管理活動に直接係ることから、適宜アンケート調査等を実施、分析、評価することにより、改定の必要性を確認した上で、改定作業を進めていく。

福島第一原子力発電所事故等から得られる教訓としてシビアアクシデント対応、その他事業者の改善実績を当該指針に反映すべき事項を整理し、平成29年10月に改定を実施したJEAG4802「原子力発電所運転員の教育・訓練指針」については、定着を図るとともに米国の原子炉監視プロセス（ROP）を参考にした検査制度の見直し検討に伴い、米国の運転体制との比較を行い、運転員の社内認定の基準等についての標準化の是非について検討を進める。

なお、新規制基準においては、運転員以外についてもシビアアクシデントを想定した教育訓練を要求しているものの、JEAG4802「原子力発電所運転員の教育・訓練指針」の範囲外であるため、原子力学会の「原子力発電所におけるシビアアクシデントマネジメントの整備及び維持向上に関する実施基準」の策定内容について情報交換を実施し、適切な対応を図っていく。

JEAC4209/JEAG4210「原子力発電所の保守管理規程/指針」については、平成29年4月に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正が行われ、原子力規制委員会において米国の原子炉監視プロセス（ROP）を参考に、事業者自らがより高い安全確保の水準を目指し、継続的な改善を促す仕組みとするために、検査制度の見直しの検討が行われている。本検討状況を的確に把握して、平成32年度に予定されている新たな検査制度への移行に向けて、必要な改定を行っていく。

JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」については、緊急時対応体系が整備されつつある状況に鑑み、原子力規制委員会により平成29年度に改定された「原子力災害対策指針」の内容を踏まえて必要な改定を行っていく。

JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」については、新規制基準に対応して運用面で追加した内容の反映を行うとともに、今後導入が検討されている新検査制度への移行に向けて必要な改定に取り組む。

5.4.7-4 関係箇所

運転・保守分野の規格は、日本電気協会の他の分科会が制定する規格と密接な規格もあることから、各分科会、検討会間のつながりにも十分配慮して制定するものとする。例えば、緊急時対策及び火災防護に関しては安全設計分科会、保守管理は品質保証分科会及び構造分科会と関連がある。

また、福島第一原子力発電所の事故からの教訓として、定期安全レビュー（PSR）に

ついて、安全性向上評価に見直されている。保守管理規程に関しては、保全活動のP D C Aに必要不可欠な高経年化技術評価（P L M）及び安全性向上評価等や40年超過運転に関する規制動向と連携する必要があるため、日本原子力学会及び日本機械学会と適宜情報交換を行い、適切な対応を進めていく。

引用文書：

【平成 28 年 11 月 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案) P13 抜粋】

IV. 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、事業者、規制機関双方において、安全神話に陥ることなく継続的改善に向けた努力を続けていく必要がある。安全の最優先や安全文化の確立等は、保安規定に基づく活動のみならず、より基本的な、組織における行動原理に根ざすものである。これに対し、これまでの保安検査は、保安規定違反の有無の確認を主眼としているため、必ずしも継続的改善や常に問いかける姿勢等に注視してきておらず、事業者の取組を促進する仕組みとして必ずしも十分とは言えない側面があった。今後は、事業者自らがより高い安全確保の水準を目指すことにつながるものとしていくことが必要である。

そのため、原子力施設の安全確保の一義的責任が事業者にあることを徹底し、その範囲において規制機関が当該責任を代替しないようにするとともに、規制要求としての基準等の設定と段階規制における節目における当該基準等への適合状況の確認に加え、事業者の保安活動全般において、不十分な点を確認した際には行政上の措置により改善させることを規制機関の責務とする規制体系を構築していくことが必要である。また、IAEA 安全基準、米国の ROP 等の海外事例を踏まえて制度を整備するとともに、原子力施設の特徴やリスクの大きさなどを考慮しつつ、一貫した規制思想を適用することを基本とすべきである。このため、原子力施設ごとに異なっている規制体系については、適切に整合したものとしていく必要がある。

5.4.8 その他（外部事象安全設計）分野

5.4.8-1 総括

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う巨大津波による東京電力福島第1原子力発電所における全交流電源喪失，そして炉心溶融と多量の放射性物質の放出という深刻な事故の反省を踏まえ，津波を含む外部事象に対する原子炉施設の安全性の観点から必要な規格類の整備は，地震影響評価（耐震，耐津波），火山影響評価については，耐震設計分科会で検討を行っている。しかし，考慮すべき外部事象として自然現象としては，地震随件事象（耐震，耐津波）の他に，火山，竜巻，森林火災を含む外部火災等があり，外部人為事象としては，航空機衝突等の偶発事象，意図的的行為に対する検討が必要である。

民間学協会において整備を進めるべきと考える外部事象に関する規格については，原子力関連学協会規格類協議会において整理を行った結果，内部溢水に対する規格，竜巻，外部火災に対する規格が抽出されたことから，原子力規格委員会においてこれらの規格策定について検討を行う方針となった。

学協会規格整備計画（83項目）の見直しに伴い，分担の再整理を行った結果，竜巻については日本機械学会で検討を行うこととなった。一方，内部溢水に対する規格，外部火災に対する規格については，新規の規格を制定するか，既存の規格の改定で行うのかも含め，安全設計分科会で検討することになっている。

5.4.8-2 関係箇所

外部事象安全設計の分野とされる規格のうち，外部ハザードに対するリスク評価については，日本原子力学会で検討を行うこととなっており，これらの動向及び活動を注視するとともに適宜に情報交換し，必要に応じて調整していくこととする。